## 法人ごとにまとめて提出できる施設種別

複数の事業所分を申請している場合は、下記の同一グループ内の複数事業所分をまとめて報告してい ただくことが出来ます。グループを超えてまとめることは出来ません。

## 《グループ1》

- 通所介護事業所
- ・地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)
- · 認知症対応型通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- 短期入所生活介護事業所
- · 短期入所療養介護事業所
- 訪問介護事業所
- 訪問入浴介護事業所
- 訪問看護事業所
- 訪問リハビリテーション事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 夜間対応型訪問介護事業所
- ·居宅介護支援事業所
- •福祉用具貸与事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- · 小規模多機能型居宅介護事業所
- · 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護療養型医療施設
- 認知症対応型共同生活介護事業所

# ≪グループ2≫

- ・通所リハビリテーション事業所(老健みなし併設)
- ・短期入所療養介護事業所(老健みなし併設)
- · 介護老人福祉施設
- · 地域密着型介護老人福祉施設
- ·介護老人保健施設
- 介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

#### ≪グループ3≫

・有料老人ホーム

### ≪グループ4≫

・サービス付き高齢者向け住宅